

2023(令和5)年12月13日

〒160-0022
東京都新宿区新宿6丁目27番56号
新宿スクエア6階
ライフティ株式会社 御中

特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444
被害回復検討委員長 長田 淳

お問合せ

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人であり、内閣総理大臣より、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体の認定及び消費者裁判手続特例法第65条第4項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を受けております。

当会は、この度、貴社の加盟店である株式会社ビューティースリー（以下「ビューティースリー」という）が、貴社の個別信用購入あっせん契約を利用して、消費者との間で「全身脱毛無制限コース」によるエステティック脱毛施術契約を締結していたところ、令和5年9月25日、破産手続開始決定により破綻し、全身脱毛無制限コースの履行が不能となったことにより被害が発生しているとして、関係消費者から情報提供を受けております。

これに関する苦情相談は多数件に上っているようであり、必要に応じて当会が集団的被害回復訴訟手続を行うか否か検討しているところであります。その判断資料とするため必要ですので、下記の事項についてお問合せをさせていただきます。つきましては、これに対する貴社のご回答を、2023年12月23日までに、書面にて当会までご送付下さるようお願い致します。なお、本問合せ書及び貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがある旨を念のため申し添えます。

記

- (1) 貴社がビューティースリーに対し与信を継続してきた契約は、1年間に全身脱毛4回の施術及び5回目以降は期間無制限に全身脱毛施術を継続する脱毛品質保証を伴う「全身脱毛無制限コース」であると理解してよろしいですか。仮に、これ以外の契約類型があるとする、貴社が与信を行った契約の中で全身脱毛無制限コース

- の占める割合はどのくらいですか。
- (2) 貴社がビューティースリーとの加盟店契約を締結し個別信用購入あっせん契約による与信取引を行ったのは、何時から何時までですか。取引開始年月と最終与信年月をご回答ください。
- (3) 貴社がビューティースリーの全身脱毛無制限コースの契約について個別信用購入あっせん契約を締結した契約者数(契約期間1年を経過した契約者を含む合計数)は何名ですか。
- (4) 貴社がビューティースリーとの加盟店契約締結時の調査において、1年間の全身脱毛施術4回の施術内容と5回目以降の期間無制限の全身脱毛施術の内容は共通のものか否か、「脱毛品質保証」とはどのような状態を保証する趣旨かについて、どのように調査し把握されましたか。(割賦販売法35条の3の5, 省令75条1号)。
- (5) 加盟店契約締結時の調査において、ビューティースリーによる1年間4回全身脱毛施術に引き続き提供することを保証している5回目以降の期間無制限の全身脱毛施術の履行体制及び将来にわたる履行見込みについて、どのように調査し把握されましたか(根拠規定・同上)。
- (6) 加盟店契約締結時の調査において、5回目以降の期間無制限の全身脱毛施術の履行を顧客に約束しながら、契約期間を「1年」と表示していることについて、その意図及び効力をどのように調査し把握されましたか(根拠規定・同上)。
- (7) 加盟店契約締結時の調査において、4回目までの施術の対価のみを有償と表示し、5回目以降の期間無制限の全身脱毛施術の対価を無償と表示し、かつ契約期間を「1年」と表示していることについて、特定継続的役務提供契約の中途解約権保証及び違約金制限規定(特定商取引法49条)との関係で、その意図及び効力をどのように調査し把握されましたか(根拠規定・同上)。
- (8) 貴社がビューティースリーと契約者との間の全身脱毛無制限コースに係る個別信用購入あっせん契約の申込みの審査を行う際、当該契約者が、契約締結時の対価の支払いによって生涯にわたり全身脱毛状態が維持される期間無制限の全身脱毛施術が保証されるという認識であることを、エステティック契約書類及び電話意思確認による調査を通じて把握していましたか(割賦販売法35条の3の5、省令75条2号)。

以上

《本件に関する問合せ先》

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444